

市会議案第 33 号

地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成 27 年 10 月 19 日提出

吹田市議会議員 藤木 栄亮

同 野田 泰弘

同 泉井 智弘

同 山本 力

同 小北 一美

地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書（案）

将来にわたっての人口減少問題を克服し、成長力を確保するには、総合戦略の政策パッケージを拡充強化し、地方創生の深化に取り組む必要がある。

政府は本年6月30日、来年度予算に盛り込む地方創生関連施策の指針となる、まち・ひと・しごと創生基本方針2015を閣議決定した。

今後、国は、全国の地方公共団体が本年度中に行うこととされている地方版総合戦略の策定を推進するとともに、その戦略に基づく事業など、地域発の取組を支援するため、地方財政措置における、まち・ひと・しごと創生事業費や来年度に創設される新型交付金など、今後5年間にわたる継続的な支援とその財源の確保を行うことが重要となる。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、地方創生の深化に向けた支援として、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 地方財政措置における、まち・ひと・しごと創生事業費と各府省の地方創生関連事業・補助金、さらには新型交付金の役割分担を明確にするとともに、必要な財源を確保すること。
- 2 本年度に創設されたまち・ひと・しごと創生事業費（1兆円）については、地方創生に係る各地方公共団体の取組のベースとなるものであるから、恒久財源を確保の上、5年間は継続すること。
- 3 来年度に創設される新型交付金については、昨年度補正予算に盛り込まれた地方創生先行型交付金以上の額を確保するとともに、その活用については、例えば人件費やハード事業等にも活用できるなど、地方にとって使い勝手の良いものにする事。
- 4 新型交付金事業に係る地元負担が生じる場合は、各地方公共団体の財政力などを勘案の上、適切な地方財政措置を講じるなど、意欲のある地方公共団体が参加できるよう配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月 日

吹 田 市 議 会